

裾 監 第 4 6 号

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

A 様
B 様
C 様
D 様
E 様
F 様

裾野市監査委員 齊藤 武男

裾野市監査委員 増田喜代子

住民監査請求について(通知)

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日付けで提出された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

第 1 本件請求の要旨

本件請求の要旨は次のとおりである。

法第 2 4 4 条の 2 第 3 項は、一部改正後も「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは」という前文はそのまま残っている。その解釈は「公の施設の管理は、その設置主体たる地方公共団体が直接これにあたるのが原則」であり、法改正後も直営が原則である。管理を団体に委ねられるのは「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」場合であって、経費削減など「もっぱら当該の地方公共団体の便宜のみに役立つにすぎないものは本項の要件を充足しない」、違法であると解されている。

平成 3 3 年 4 月からの御宿台保育園・北児童館の完全民営化のための指定期間 3 年の指定管理制度導入は、事業者にとって 3 年後に再び選ばれる保証がなく、保育の一番の原則である継続性・安定性が阻害される。

3 年の指定期間の後完全民営化をすることは、法第 2 4 4 条第 3 項「普通地方公共

団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」に反し、政治的、経済的、または社会的関係において差別的取扱いをするものである。

裾野市幼児施設整備基本構想（平成25年3月）の施設（こども園化）の民営化スケジュール案には、事業推進上の主なリスクとして、「地元・関係者と民営化に関して合意を得ておく必要がある。」とされている。「地元・関係者と民営化に関して合意を得ておく必要」をリスクとみる市政運営の姿勢は、住民自治を骨格とする地方自治の本旨に悖る（もとの）。

保護者向け説明会が平成28年9月1日に行われたが、その時点で事業者の公募期間は10月3日から11月16日に決定していた。裾野市幼児施設整備基本構想の留意事項が守られていない。

平成28年2月に市長に提出された「平成27年度裾野市子ども子育て会議施設整備検討部会検討報告書」が指定管理者制度導入・業者選定につながっているが、2月時点では指定管理者制度導入と民営化については議会は全く承知していない情報である。子ども子育て会議委員には、事業者選定に応募した事業者の関係者が入っているため、情報に対して公平なものとは言えない。裾野市では官製談合が問題になっているが、今回の選定に関わり同じ事が言える状態が発生している。

以上の理由で、御宿台保育園・北児童館への指定管理者制度導入のための事業者選定作業の差し止めを求める旨の請求と解される。

第2 法第242条の要件に係る判断

法第242条第1項の規定による住民監査請求は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

本件請求は、御宿台保育園・北児童館への指定管理者制度導入が法第242条第1項に規定する、違法若しくは不当な財産の管理（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）であるとする請求と解されるが、法第242条第1項に規定する財産の管理とは、当該施設としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に限定されてい

る。(最高裁 平成2年4月12日判決)

また、指定管理者制度については、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない。(大阪地裁 平成18年9月14日判決)

本件請求における御宿台保育園・北児童館への指定管理者制度導入は、当該施設の行政財産としての目的に沿って管理を行うもので、当該施設としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には該当しない。

よって、本件請求は法第242条第1項の要件には該当せず、住民監査請求の対象にはならないものと判断する。